

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、 許可申請・届出・協議が必要

①鏡野町の条例に基づく協議

1,000㎡以上の宅地造成等の開発行為(上齋原地区については500㎡以上及び戸数要件があります。)…町開発調整審議会の案件となります。

②都市計画法に基づく許可申請(県知事許可)

都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為

(都市計画区域外でも10,000㎡を越えるものについては、都市計画法の適用を受ける場合があります。)

③県土保全条例に基づく許可申請(県知事許可)

岡山県内10,000㎡以上の開発行為

※町条例に基づく届出の場合、各関係機関の許可・協議が必要なものについては、終了後に届出を行ってください。

※県知事許可が必要となるものについては事前に岡山県と協議を行ってください。

2月開発調整審議会の届出締切りは、1月20日(金)です。

お問い合わせ：役場 総務部 企画課

土地取引には届出が 必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上の土地取引(売買、交換、地上権設定など)をする場合、土地を取得した方(売買の場合は買主)は、契約を締結してから2週間以内に、土地の所在する市町村まで届出をすることとなっています。

届出をしなかったり、偽りの届出をした場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の土地の場合、次の規模の土地取引に届出が必要です

都市計画区域内…………… 5,000㎡以上
都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村役場または所管の県民局までお問い合わせください。

農 業 委 員 会 より お知らせ

農業委員会の選挙は毎年1月1日現在により選挙資格を調査します。選挙人名簿登載申請書は回覧等で配布していますので提出をお願いします。用紙が足りない時、届かない時は農業委員会、各振興センターに置いています。提出のない場合はその世帯で一名のみに選挙権を認めます。

【選挙権のある人】

- ①：平成18年1月1日で鏡野町に住所があり、昭和61年3月31日以前に生まれた人
- ②：10アール(1反)以上の農地を耕作している人
- ③：①及び②に該当する人の同居の親族またはその配偶者(外国人を含む)で、年間耕作従事日数がおおむね60日以上の人

【提出先】農業委員会または各振興センター産業建設課

【提出期限】

平成18年1月10日(火)まで

なお、選挙人名簿は縦覧の後、3月31日に確定し、その後の1年間農業委員会の選挙による委員の選挙に使われます。

お問い合わせ：農業委員会事務局または各振興センター産業建設課

のとり温泉臨時休業のお知らせ

のとり温泉修繕工事のため、のとり温泉「天空の湯」及び「のとり館」を平成18年1月23日(月)～29日(日)まで臨時休業いたします。なお、1月は1日より営業致します。ぜひご利用下さい。

お問い合わせ：のとり温泉天空の湯 ☎0867-57-2006